

平成28年度 風評対策強化指針関連事業一覧

番号	事業名	所管省庁
強化指針1 風評の源を取り除く		
1. 被災地産品の放射性物質検査の実施		
1	放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策	農林水産省
2	食品中の放射性物質対策	厚生労働省
3	放射性物質影響調査推進事業(水産物)	農林水産省
4	放射線量測定指導・助言事業	経済産業省
5	地方消費者行政推進事業	消費者庁
2. 環境中の放射線量の把握と公表		
6	環境放射線測定等に必要な経費	原子力規制庁
7	環境モニタリング調査	環境省
8	東京電力福島第一原子力発電所からの汚染水漏えい問題を踏まえた放射線モニタリングの対応	原子力規制庁
強化指針2 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ		
1. 放射線に関するリスクコミュニケーションの実施		
9	食品安全に関するリスクコミュニケーション事業	厚生労働省
10	食品と放射能に関するリスクコミュニケーション	消費者庁
11	リスクコミュニケーション実施経費	内閣府
12	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構運営費交付金	文部科学省
13	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	文部科学省
14	学校教育における放射線に関する教育の支援	文部科学省
15	福島原子力発電所事故による被災住民向け電話相談窓口の設置	原子力規制庁
16	放射線による健康不安に対するリスクコミュニケーション事業(内:人材育成・住民セミナー)	環境省
17	帰還住民向けの健康相談調査等事業	環境省
2. 放射線に関する情報発信		
18	放射線による健康不安に対するリスクコミュニケーション事業(内:統一的な基礎資料・ポータルサイト)	環境省
19	政府広報の実施	内閣府
20	地方消費者行政推進事業	消費者庁
21	日本事情発信資料の作成、インターネットを利用した日本事情発信	外務省
22	被災地復興に向けた情報提供と復興施策の理解促進	復興庁
強化指針3 風評被害を受けた産業を支援する		
1. 被災地の販路拡大等		
23	福島産農産物等戦略的情報発信事業	農林水産省
24	食料生産地域再生のための先端技術展開事業	農林水産省
25	被災地で製造されたレトルト品の調達	防衛省
26	途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与	外務省
27	福島県等復興産学官連携支援事業	経済産業省
2. 国内外からの被災地への誘客促進等		
28	外国報道関係者招へい事業	外務省
29	福島県における観光関連復興支援事業	国土交通省
30	東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業【東北観光復興対策交付金】	国土交通省
31	東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業【運営費交付金】	国土交通省
32	「新しい東北」交流拡大モデル事業	復興庁
33	独立行政法人国際交流基金事業のうち、文化芸術交流事業、日本研究・知的交流事業等	外務省
34	三陸復興国立公園再編成等推進事業	環境省
3. 諸外国の輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ等		
35	在外公館による啓発講演事業	外務省
36	在外公館文化事業	外務省
37	地域の魅力海外発信支援事業(風評被害対策海外発信支援事業)	外務省

平成28年度 風評対策強化指針関連事業表

番号	事業名	事業概要	所管省庁
強化指針1 風評の源を取り除く			
1. 被災地産品の放射性物質検査の実施			
1	放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策	国が定めた検査計画等ガイドラインに基づき関係都県が実施する検査への契約検査機関を活用した支援等を実施する。	農林水産省
2	食品中の放射性物質対策	食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、24年4月に設定した新たな基準値について、食品の汚染状況や摂取状況を調査し、継続的に検証するとともに、国における流通段階での買上調査等を実施する。	厚生労働省
3	放射性物質影響調査推進事業(水産物)	水産物への消費者等の安心の回復と信頼の確保につなげるため、過去の放射性物質の検出状況等を踏まえ、大臣管理漁業等で漁獲される回遊性魚種等を中心に放射性物質調査を継続的に実施するとともに、検査結果の正確な情報を提供する。	農林水産省
4	放射線量測定指導・助言事業	工業製品等の風評被害への対策として、工業製品等の放射線量測定等に関する指導・助言事業を行う専門家チームを派遣する事業等を実施する。	経済産業省
5	地方消費者行政推進事業	被災4県(岩手、宮城、福島、茨城)における食の安全性等に関する消費生活相談対応及び放射性物質測定に必要な体制整備等を行うため、4県からの申請に基づき、各県に「地方消費者行政推進交付金」を交付	消費者庁
2. 環境中の放射線量の把握と公表			
6	環境放射線測定等に必要経費	東日本大震災からの復興のため、福島県におけるモニタリング業務、可搬型モニタリングポスト及びリアルタイム放射線監視システム等の維持・管理や放射線モニタリングを実施し、国民の安心を確保する。	原子力規制庁
7	環境モニタリング調査	水環境等一般環境中における放射性物質等の被災地周辺の基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することから環境モニタリング調査を実施する。	環境省
8	東京電力福島第一原子力発電所からの汚染水漏えい問題を踏まえた放射線モニタリングの対応	東京電力福島第一原子力発電所における汚染水漏えい問題を踏まえ、関係機関が実施している海洋モニタリング結果を一元的にとりまとめ、公表を行うとともに、IAEAへのモニタリング結果の提供や在外公館等を通じた国際社会への情報発信を実施する。また、モニタリング結果の国際的な信頼性を向上するため、IAEA との連携を深化し、モニタリング結果の国際的な信頼性の向上を促進。	原子力規制庁
強化指針2 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ			
1. 放射線に関するリスクコミュニケーションの実施			
9	食品安全に関するリスクコミュニケーション事業	食品中の放射性物質対策に関する理解を促進するため関係府省庁、地方自治体等と連携し意見交換会を開催するとともに、ホームページ等の媒体を活用して積極的に情報提供を行うなど、リスクコミュニケーションの充実を図る。	厚生労働省
10	食品と放射能に関するリスクコミュニケーション	食品中の放射性物質に関する正確な情報提供により、消費者が理解を深め、自らの考えで消費行動ができるよう、関係府省庁、地方公共団体等と連携し、リスクコミュニケーションを全国で展開する。加えて、平成25年度に養成したコミュニケーター(栄養士、相談員、地方自治体の衛生担当者等を対象)が、地域において正確な情報提供ができるよう、各種支援を行っていく。	消費者庁
11	リスクコミュニケーション実施経費	国民全般を対象として、食品安全委員会が実施した食品健康影響評価(リスク評価)についてのリスクコミュニケーションを実施する。	内閣府
12	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構運営費交付金	放射線に関する健康上の不安を抱く住民や国民一般に対して、適切なリスクコミュニケーションを行うことのできる人材(主に福島を対象とする保健師や医療関係者、教員等)の育成等を実施。また、放射線による健康不安を抱えている国民からの問い合わせに対応するために電話相談を実施する。	文部科学省
13	福島原子力発電所事故による被災住民向け電話相談窓口の設置	福島原子力発電所事故による県内外の被災住民向けに電話相談窓口を設置し、原子力災害や放射線等に関する正しい知識を提供することで、被災者の不安を解消し、生活の早期復旧を図る。	原子力規制庁
14	放射線による健康不安に対するリスクコミュニケーション事業(内:人材育成・住民セミナー)	住民からの多岐にわたる相談に適切に対応できる人材の育成するため、福島県及び福島近隣県において保健医療福祉関係者、教育関係者、自治体職員等を対象に研修会を実施する。また、住民の放射線による健康不安等を軽減するため、福島県内及び福島近隣県において住民セミナー、少人数での意見交換会(車座集会)を実施する。	環境省
15	帰還住民向けの健康相談調査等事業	避難指示が出された12市町村の相談員等を中心に、科学的・技術的な面から、組織的かつ継続的に活動を支援するため、「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」において、ニーズ収集のための訪問活動、個々の相談への対応、専門家の派遣、研修会や相談員等の意見交換会の開催等を実施。	環境省

平成28年度 風評対策強化指針関連事業表

番号	事業名	事業概要	所管省庁
2. 放射線に関する情報発信			
16	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	福島県内の小中学校・幼稚園・保育園の保護者、教職員、一般市民(町内会等)を対象に、「放射線に関するご質問に答える会」を実施する。	文部科学省
17	学校教育における放射線に関する教育の支援	放射線に関する教材の検討や作成・配布等、放射線に関する教育のための教員等への支援(教職員等を対象とした研修、出前授業の実施等) 都道府県教育委員会等の担当者を対象とした説明会において、放射線に関する資料等の作成・配布等、放射線に関する教育のための教員等への支援の事業趣旨・内容の説明を行う。	文部科学省
18	放射線による健康不安に対するリスクコミュニケーション事業(内:統一的な基礎資料・ポータルサイト)	正確な情報発信として、放射線の基礎知識、放射性物質の放出状況や環境モニタリング結果、実際の被ばく線量等について、一元的で分かりやすい統一的な基礎資料を作成し改訂をする。また、関係省庁等からの情報発信を一元的に集約したポータルサイトのコンテンツ制作等を行い情報を発信する。	環境省
19	政府広報の実施	政府の重要な施策について、その内容、背景、必要性等を広く国民の方々に周知し、これらの施策に対する国民の理解と協力を得ることを目的に、政府全体の立場から広報を実施。関係省庁との緊密な連携の下、必要に応じて、適切に放射線に関する正確な理解の定着を図るための情報提供を実施。	内閣府
20	地方消費者行政推進事業	国から先駆的なテーマを提案して、地方自治体と連携して実施する新たな形の事業を実施。国から提案する政策テーマとしては、消費者の安全・安心確保を目的とする見守り活動の促進(地域ネットワーク構築等)、消費者教育の推進(地域における多様な担い手の連携・協働、風評被害の防止等、消費者被害回復制度の運用に向けた活動の支援、消費生活のグローバル化、及び障害者の消費者被害防止に対応するための相談体制の整備、地域での事業者等のコンプライアンス強化に向けた取組等の促進(地域における公益通報者制度の推進等)を想定。	消費者庁
21	日本事情発信資料の作成、インターネットを利用した日本事情発信	海外向けグラフィック日本事情発信誌「にほにか」、日本紹介用映像資料「ジャパン・ビデオ・ボックス」、日本事情紹介ウェブサイト「Web Japan」を通じ、被災地の風評被害対策に資する記事も発信。	外務省
22	被災地復興に向けた情報提供と復興施策の理解促進	被災者が必要とする情報、被災地の将来を手助けするような情報を的確かつ効果的に発信するとともに、被災者の「自立」の促進や被災地の復興を推進するための広報活動を実施。	復興庁
強化指針3 風評被害を受けた産業を支援する			
1. 被災地の販路拡大等			
23	福島産農産物等戦略的情報発信事業	福島県産農産物等について、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて戦略的かつ効果的にPRを行うことにより、福島県産農産物等に対する正しい理解を促進し、ブランド力を回復するための取組を支援する。	農林水産省
24	食料生産地域再生のための先端技術展開事業	東日本大震災の被災地を食料生産地域として再生するため、地域の経営体と協力し、先端技術を駆使した大規模実証研究を被災各県の状況に応じ実施する。	農林水産省
25	被災地で製造されたレトルト品の調達	防衛省レトルト品全体の調達量のバランスを考慮しながら、被災地の工場で製造された防衛省独自仕様のレトルト品について、調達量を増加させる。	防衛省
26	途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与	途上国の要望を踏まえつつ、被災地産の工業用品等を供与することで、当該途上国の経済社会開発を支援するとともに、これら工業用品等について一定の需要を創出することを通じ、被災地の経済復興に貢献する。	外務省
27	福島県等復興産学官連携支援事業	被災地域の企業とのネットワークを有する民間団体等(補助事業者)を通じ、被災地域の企業に対し、大学、公的研究機関又は大手企業等との連携の機会提供(展示会出展、面談会開催等)や試作品製作を支援し、商品開発等を促進することで、風評被害を払拭し、販路拡大を図る。	経済産業省
2. 国内外からの被災地への誘客促進等			
28	外国報道関係者招へい事業	世界各国の主要プレスの記者を対象に、個別又はグループで日本に招へいし、取材の機会を与え、政府関係者によるブリーフィング等を実施することにより日本政府の政策や現地の正確な情報について理解を深める。	外務省
29	福島県における観光関連復興支援事業	福島県の早期の復興を促進するため、同県が実施する韓国へのプロモーションや国際定期路線の運休が続く福島空港の再生に向けた取組等、風評被害対策及び震災復興に資する事業を支援	国土交通省
30	東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業【東北観光復興対策交付金】	東北地方の風評被害を払拭し、東日本大震災の影響により大きく落ち込んだ訪日外国人旅行者を回復させ、インバウンド急増の効果を波及させることにより観光を通じて被災地の復興を加速化させるため、地域からの発案に基づき実施するインバウンドを呼び込む取り組みを支援する。	国土交通省
31	東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業【運営費交付金】	東北地方の風評被害を払拭し、東日本大震災の影響により大きく落ち込んだ訪日外国人旅行者を回復させ、インバウンド急増の効果を波及させることにより観光を通じて被災地の復興を加速化させるため、東北地域の観光魅力を海外に発信してイメージアップを図り、東北地域へのインバウンドを促進する	国土交通省
32	「新しい東北」交流拡大モデル事業	東北への交流人口の拡大を図ることで個々の外国人が東北を体験する機会を創出する取組を支援。	復興庁
33	独立行政法人国際交流基金事業のうち、文化芸術交流事業、日本研究・知的交流事業等	(独)国際交流基金の内外ネットワークを活用し、文化芸術活動等を通じて日本・被災地と海外を繋ぎ、日本が復興への道を歩む姿を発信するもの。	外務省

平成28年度 風評対策強化指針関連事業表

番号	事業名	事業概要	所管省庁
34	三陸復興国立公園再編成等推進事業	東北太平洋岸の自然公園を再編し創設した「三陸復興国立公園」を核として、公園利用施設の整備を行うとともに、みちのく潮風トレイルの設定、エコツーリズムの推進、自然環境の再生、環境教育の推進、自然環境モニタリングなどを通じて、被災地の復興に貢献するとともに、自然と共生する地域の実現を目指す。	環境省
3. 諸外国の輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ等			
35	在外公館による啓発講演事業	日本の有識者を海外に派遣し、日本の政治、経済、社会情勢、派遣先国との二国間関係、国際関係等、日本の政策や立場について講演会等を行い、日本外交への幅広い理解獲得を目指す事業。	外務省
36	在外公館文化事業	在外公館が管轄地域における対日理解の促進や親日層の形成を目的として、外交活動の一環として開催する総合的な日本文化の発信事業。	外務省
37	地域の魅力海外発信支援事業(風評被害対策海外発信支援事業)	東日本大震災後、外国・地域から被災地等に課されている輸入規制の撤廃・緩和の働きかけとあわせ、地方創生の一環として地方の魅力を発信する事業を海外の複数の都市で実施する。	外務省